

## 令和6年第4回農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和6年4月26日（金）午後4時より

2 場 所 伊達市役所第2庁舎第1会議室

3 出席委員

### 農業委員

1番	梅津 和美	2番	宮澤 豊	3番	畠山 義則
4番	三木 克輝	5番	板東 俊昭	6番	佐藤 和信
7番	廣瀬 匡聡	8番	水戸部 俊輝	9番	小貫 豊

### 農地利用最適化推進委員

佐々木 園美	広瀬 英俊	松下 敬夫	舟迫 徹
栗橋 誠	八木沼 保幸	安藤 勝也	馬場 旭
佐藤 修			

4 欠席委員

農地利用最適化推進委員 佐藤 正幸

5 農業委員会事務局職員

事務局長 安藤 隆 農地係長 小川 泰幸 農地係主任 伊達 元成

令和6年第4回農業委員会総会議事

区 分	申請内容	議事 番号	項	可否 区別	適用
報告第1号	現況証明届出専決処分について	1	1	可	
議案第1号	農地法第18条第6項の規定による合意解約 通知の成立状況について	1	2	可	
議案第2号	農地法第3条の許可申請について	1	3	可	
議案第3号	農用地利用集積計画の決定について	1-1	4	可	
		1-2	4	可	
		1-3	4	可	
		1-4	4	可	
		1-5	4	可	
		1-6	5	可	
		1-7	5	可	
議案第4号	現況証明について	1	6	可	
議案第5号	農業所有適格法人の要件確認について	1	7	可	
		2	7	可	

会 長 それでは、ただいまから、令和6年第4回伊達市農業委員会の総会を開会いたします。出席農業委員は、9名中9名で、定足数に達しておりますことから、会議は成立しております。本日の案件は、報告1件、議案5件となっております。それでは事務局長より、諸般の報告をお願いいたします。

事務局 諸般の報告をいたします。本日、推進委員の佐藤正幸委員より総会を欠席する旨の連絡がありました。次に、前回の総会以降の会議・行事及び令和6年5月の行事予定につきましては、机上配布いたしました「のうい通信」のとおりでございます。以上となります。

会 長 次に、議事に入ります前に、会議規則第13条第2項の規定により、議事録署名委員を指名いたします。議席番号3番、畠山義則委員、及び議席番号4番、三木克輝委員の両委員を指名いたします。なお、本日の会議書記には、事務局の伊達主任を指名いたします。

会 長 はじめに、報告第1号「現況証明届出専決処分について」を報告いたします。このことについては、次のとおり現況証明を交付しましたので、報告します。それでは、事務局より説明願います。

事務局 報告1号としまして、竹原町のところで現況証明の願い出がありました。場所は、伊達開来高校の交差点のすぐ脇になっております。現地確認しましたところ、敷地の半分以上が宅地になっていること。また、庭木が既に生えておりまして畑としては利用できないという現況になっておりました。場所的にも、市街化区域ということでありますので、地区担当委員と共に現地確認しまして現況証明を発行致しました。以上です。

会 長 それでは、ただいまの説明に対して、発言のある方は挙手願います。

会 長 よろしいですか。発言がないようですので、報告どおり承認することといたします。

会 長 次に、議案第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の成立状況について」を上程します。

会 長 それでは、番号1の内容について、事務局より説明願います。

事務局 議案第1号につきましては、                    さんの畑を弄月町の                    さんが借りていましたが、今回                    さんの畑が                    さんの畑の周りに取り囲むようになっていたのですけれども、違う方に貸すことになりました。当時、                    さんが使う時にこの地番のところを歩いて畑の奥に入るために                    さんから借りていたのですが今

回新たに違う方が借りることになったことから違う取付道から入れることになりこの畑は使わないということになりましたので解約するものであります。以上であります。

会 長 それでは、審議に入ります。番号1について、発言のある方は挙手願います。

(発言なし)

会 長 よろしいですか。それでは、採決します。番号1について、原案のとおり受理することに、賛成の方は挙手願います。

(委員挙手)

会 長 賛成多数ですので、番号1については、原案のとおり受理することといたします。

会 長 次に、議案第2号「農地法第3条の許可申請について」を上程いたします。

なお、本案件は、佐藤和信委員が関係する案件でありますので、審議にあたっては、会議規則第10条の規定により、審議の間、佐藤委員の退席をお願いします。

(佐藤和信委員退席)

会 長 それでは番号1の内容について、事務局より説明願います。

事務局 場所は、弄月町の墓地と国道の間にある何枚か連なった畑の一枚になります。■■■■■  
■■■■■さんはこの土地を相続したのですが、自分自身は農業されてないということで他の  
方に賃貸若しくは 売りたいという希望がございました。この度、隣の畑を使っていた  
■■■■■さんが買い取ってもよいということになりまして3条の申請となりました。  
この一画だけ農振に入っていなかったこともありまして3条の申請で対応致します。  
以上です。

会 長 それでは審議に入ります。番号1について、発言のある方は挙手願います。

(発言なし)

会 長 よろしいですか。それでは、採決します。番号1について、原案のとおり許可処分することに、賛成の方は挙手願います。

(委員挙手)

会 長 賛成多数ですので、番号1については、原案のとおり許可処分相当といたします。

(佐藤和信委員着席)

会 長 佐藤和信委員に報告します。番号1については、原案のとおり許可処分相当といたしました。

会 長 次に、議案第3号「農用地利用集積計画の決定について」を上程いたします。

本案件については、伊達市長から決定を求められておりますので、委員会の審議を求めるものです。

会 長 それでは、番号1-1から番号1-7の内容について、一括、事務局より説明願います。

事務局 番号1の位置につきましては、北稀府の畑でございまして■■■■■さんと■■■■■さ

んとの賃貸の契約でございます。■■■■■さんは他にも■■■■■さんの土地を借りておりました使用期限を他の土地の借りてる期限と合わせるために令和8年の日付までということにしております。次に萩原町の■■■■■さんと■■■■■さんの賃貸につきましては、谷藤川の少し上流の方、高速道路の橋をくぐった先にある川沿いの牧草地になりますけれども、■■■■■さんが使用したいということで■■■■■さんから借りるものです。1-3につきましては、館山下町で■■■■■さんが■■■■■さんから土地を借りて農業をするという事の契約でございます。次に1-4、1-5、1-6、1-7につきましては、■■■■■さんがそれぞれ■■■■■さん、■■■■■さん、■■■■■さん、■■■■■さんから水田を借りて稲作を行うということで今回初めて契約するものであります。細かい内容につきましては記載のとおりです。以上です。

会 長 それでは、審議に入ります。

番号1-1について、発言のある方は挙手願います。

(発言なし)

会 長 よろしいですか。それでは採決します。

番号1-1について、原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

(委員挙手)

会 長 賛成多数ですので、番号1-1については、原案のとおり決定することといたします。

会 長 次に、番号1-2について、発言のある方は挙手願います。

(発言なし)

会 長 よろしいですか。それでは採決します。番号1-2について、原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

(委員挙手)

会 長 賛成多数ですので、番号1-2については、原案のとおり決定することといたします。

会 長 次に、番号1-3について、発言のある方は挙手願います。

水戸部委員 ■■■■■さんは、自作地が8,500㎡くらいありますが札幌にあるんですか。それとも伊達ですか。

事務局 ■■■■■さんの畑は伊達にありまして、相続した関係で住所は札幌になっているんですけども、所有地としては伊達です。

会 長 ■■■■■さんは、農業をしてるのですか。

板東委員 しています。私、同級生なんです。■■■■■さんって■■■■■さんがあってこの■■■■■さんもいて今は亡くなった親の家に住んでます。退職して帰ってきて農業や

ってますね。たまには札幌に帰っているかもしれないけどほとんど伊達に住んでます。

事務局 ■■■■■さんに確認しましたが、札幌と伊達に拠点があって夏場の農作業の忙しいときはほぼ伊達にいて落ち着いたとき用事のある時は札幌にいるそうです。

八木沼委員 職業が、農業となっているが新規就農の扱いにはならないのか。

宮澤委員 ■■■■■さんが受けるのなら、認定農業者とか要件が必要になるけど貸す方なので新規就農とかは関係ないので問題ないと思います。

会 長 他に発言のある方はいますか。いないようなので番号1-3について、原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

(委員挙手)

会 長 賛成多数ですので、番号1-3については、原案のとおり決定することといたします。

会 長 次に、番号1-4について、発言のある方は挙手願います。

(発言なし)

会 長 よろしいですか。それでは採決します。番号1-4について、原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

(委員挙手)

会 長 賛成多数ですので、番号1-4については、原案のとおり決定することといたします。

会 長 次に、番号1-5について、発言のある方は挙手願います。

(発言なし)

会 長 よろしいですか。それでは採決します。番号1-5について、原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

(委員挙手)

会 長 賛成多数ですので、番号1-5については、原案のとおり決定することといたします。

会 長 次に、番号1-6について、発言のある方は挙手願います。

(発言なし)

会 長 よろしいですか。それでは採決します。番号1-6について、原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

(委員挙手)

会 長 賛成多数ですので、番号1-6については、原案のとおり決定することといたします。

会 長 次に、番号1-7について、発言のある方は挙手願います。

会 長 よろしいですか。それでは採決します。番号1-7について、原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

(委員挙手)

会 長 賛成多数ですので、番号1-7については、原案のとおり決定することといたします。

会 長 次に、議案第4号「現況証明について」を上程します。  
本案件については、願出人から証明の発給を求められておりますので、審議を求めます。それでは、番号1の内容について、事務局より補足説明があればお願いします。

事務局 番号1の内容につきましてご説明はございません。内容については記載のとおりです。

会 長 次に、番号1について、地区担当委員より現況調査の結果を説明願います。

地区担当委員 願い出の場所ですが、末永町の変電所の市道を挟んで室蘭側にあります。現地につきましては、議案の方にも書いてありますけれども、30年以上使われておらず雑草が生い茂っておりました。地区担当員3名で確認をしてございます。以上です。

会 長 それでは、審議に入ります。  
ただいまの地区担当委員並びに事務局からの説明に対して、発言のある方は、挙手願います。

会 長 これは、太陽光ですか。

事務局 太陽光ではないということ聞いておまして、隣が[REDACTED]なんですけれども、ちょっと駐車場を伸ばしたいということだそうです。

会 長 よろしいですか。それでは採決します。番号1について、原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

(委員挙手)

会 長 賛成多数ですので、番号1については、農地・採草放牧地以外として、証明を発給することといたします。

会 長 次に、議案第5号「農地所有適格法人の要件確認について」を上程します。  
番号1及び番号2の内容について、事務局より説明願います。

事務局 番号1番号2にそれぞれ法人から年間の活動報告書を提出いただきました。用件の確

認をそれぞれ四つの項目について確認を致しまして、どれも要件を満たしていることを確認致しました。2枚目には5号の説明資料としまして、確認書が添付してございます。1つは、■■■■、もう1つは、■■■■です。■■■■さんは、新しい法人で今回から報告が始まるので列としては一番左側の列しか入っておりませんが来年からは増えていくと言う形になっております。以上でございます。

会 長 それでは、審議に入ります。番号1について、発言のある方は挙手願います。  
(発言なし)

会 長 よろしいですか。それでは採決します。番号1について、原案のとおり受理することに、賛成の方は挙手願います。

(委員挙手)

会 長 賛成多数ですので、番号1については、原案のとおり受理することといたします。

会 長 次に、番号2について、発言のある方は挙手願います。

(発言なし)

会 長 よろしいですか。それでは採決します。番号2について、原案のとおり受理することに、賛成の方は挙手願います。

(委員挙手)

会 長 賛成多数ですので、番号2については、原案のとおり受理することといたします。

会 長 以上で、本日の案件は終了いたしました。  
これもちまして、令和6年第4回伊達市農業委員会総会を閉会いたします。